

平成27年度 西宮市国民保護計画の主な変更案について（概要）

「国民の保護に関する基本指針」の変更、及びそれに基づく「兵庫県国民保護計画」の変更内容を反映する。また、所管官庁及び用語の変更、救援の程度及び方法の基準の変更、市の組織改編及びその他時点修正に伴う変更、基本指針に定める特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱の記載と併せて西宮市国民保護計画の変更を行う。

主な変更点

1. 避難に関する関係機関との連携〔国基本指針・県計画の改定〕

○大規模集客施設等からの避難における施設管理者等との連携

市長は要避難地域又は武力攻撃災害警戒区域からの避難誘導を行う際に、大規模集客施設等の管理者と連携することを記載。

2. 組織体制、名称等の修正〔県計画の改定、その他時点修正〕

○放射性物質の放出等に係る通報についての所管官庁変更

〔原子力災害対策特別措置法の改正〕

指定行政機関の長→内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣

○救援の程度及び方法の基準の変更

〔基準告示の改正〕

基準額の改正

○生活関連等施設の把握に関する所管官庁変更

国土交通省→国土交通省、農林水産省

○用語の変更

〔災害対策基本法の改正を受けた基本指針の変更〕

障害者その他特に配慮を要する者→障害者等

○郵便事業(株)の名称変更

〔日本郵便株式会社に吸収合併〕

郵便事業(株)→日本郵便(株)

○その他時点修正

・市の組織改編に伴う変更、その他時点修正等

3. 特殊標章等に関する交付要綱の記載

○「国民の保護に関する基本指針」に定められている特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱の記載

特殊標章等の交付及び使用については、西宮市国民保護計画にて記載済みであるが、具体的な交付等に関する要綱が作成されていなかったため、今回の変更に合わせて要綱を作成、記載する。

※国民保護計画資料編2（地域防災計画共通編）の変更案については、地域防災計画資料編の修正案と内容が重複しているため、省略する。